

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、平成 29 年 10 月 18 日付け 29 教義第 330 号及び 29 教高第 434 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において、別表に掲げる部分について不開示としたことは妥当であるが、その余については開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 29 年 8 月 20 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「長崎県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 24 年度分）」との開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 29 年 10 月 18 日付けで、条例第 7 条第 1 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 11 月 14 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書における実施機関への反論

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分における公文書の一部開示範囲は条例、関連する平成 18 年 12 月 22 日大阪高等裁判所判決（平成 18 年行コ第 26 号事件、同第 68 号事件）、平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決（平成 22 年行コ第 153 号事件）、平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決（平成 28 年行ウ第 26 号公文書非公開決定取消請求事件）等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。
- (2) 関係判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。
- (3) プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市、その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきており、非公開が認められているのは、児童生徒名、関係者の住所等ごく一部に過ぎない。
- (4) 条例第 7 条第 1 号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（以下「個人識別情報」という。）と特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「個人利益侵害情報」という。）を不開示情報としているが、例外として、「公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」は公開すべきものと規定されており、当該例外規定に該当する場合には、公務員等の個人識別情報や個人利益侵害情報であっても開示しなければならないはずである。
- (5) 関係判決により、加害教師が学校で行った体罰はプライバシーと認められていないため、個人利益侵害情報にも該当しない。
- (6) 最高裁判所をはじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と個人識別型の条例の例外規定とで個別の情報の取り扱いに実質的に大きな差異をつけておらず、個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。
- (7) プライバシー型の条例のもとでも、体罰事故報告書は「公務員の職務遂行情報」として加害教員の氏名も含めて公開されているのであるから、本件条例においても、「当該職務遂行の内容にかかる部分」には加害教員の氏名も含まれると考えるべきである。
- (8) 実際、本件条例と同じく「公務員の氏名」を例外として明示していない大阪市、滋賀県、奈良県などの情報公開条例においても、加害教員の名前は公開さ

れている。

- (9) 体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非開示は認められない。
- (10) また、加害教員の識別可能性を理由とした教育長名、学校名、校長名、教員名等の非開示は認められない。
- (11) その他校務分掌、年齢、担当学年、発生場所、授業名、道具名、部活動名等もことごとく非開示とされており、違法な非公開範囲があれば全て開示されるべきである。
- (12) 被害児童生徒の情報に関しては、被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われ、これらを除けば「特定の個人を識別されうるもの」とは言えない。
- (13) 司法判断等は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。
- (14) 被害者の学年、年齢などが非公開となっているが、本人特定に至らない一方、職務遂行上の行為である体罰事件の不可欠の構成情報であり、公開されるべきである。
- (15) 条例第7条第1号後段の個人利益侵害情報が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるため、これらを含まない情報については適用されない。
- (16) 児童生徒の特定に繋がりがねないような特段の事情がある場合は、当該地域に関して理由を明示した上で非開示範囲を広げれば足りる。
- (17) インターネットやSNS等を利用した個人識別性については、司法判断において認められていない。
- (18) 新聞社名や記者名を開示したとしても条例第7条第3号に規定する「事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とはいえない。
- (19) 「教員名を開示した場合、今後、各学校及び市町教育委員会が軽微な事案等を報告することを躊躇し、県の体罰事案の把握が困難になるおそれがある」とあるが、このような行為は情報公開とは無関係に行われているものであり、法的保護に値する蓋然性があるとは言えず、条例第7条第6号に該当しない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 対象公文書の性質

本件開示請求の対象となった公文書は、平成 24 年度の体罰事故報告書（以下「本件対象文書」という。）であり、文部科学省の通知を受け、全ての公立学校の教職員、児童生徒、保護者への調査を行った際に各学校から提出されたものである。

また、義務教育課保管の文書は人事管理上（処分内申）の書類として提出されたものでもある。

長崎県教育委員会としては体罰を一掃する目的で、軽微な事案も報告の対象とした。

(2) 条例第 7 条第 1 号（個人情報）

ア 個人識別性の判断に当たっては、一定の集団に属するものに関する情報を公にすると、その情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、情報の性質や内容によっては、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがあり得ることを考慮する必要がある、このような場合には、個人の権利利益の十分な保護を図る観点から、個人識別性を認める場合があり得るとしている。

イ 本号の解釈及び運用に当たっては、条例第 3 条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取り扱うものとしている。

ウ 本号ただし書ウでは、「当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容にかかる部分」を例外的開示情報としており、公務員等の氏名を除き開示することとしている。

(3) 不開示部分の検討について

ア 現在においては、インターネットや SNS 等が急速に普及し、児童生徒を含む不特定多数の者が容易にアクセスできる手段があり、被害児童生徒の特定に至らないまでもインターネットや SNS 等を見ることで被害児童生徒が自らのことを話題にされているとわかる環境にあることから、児童生徒をストレスから保護し、発達段階における人格形成に影響を及ぼすリスクを回避するために児童生徒の個人情報は不開示とした。

イ 学校名、校長名、教職員名等は当該情報によって特定の個人を識別できる部分、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる部分、集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある個人識別情報と判断した。

ウ 教職員名については、不開示とする個人情報から除外することを定めた本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、つまり、公務員等の氏名を除き、

開示することとしている解釈及び運用により不開示としたものである。

(4) 不開示理由の追加とその検討

ア 条例第7条第3号（事業情報）

新聞社名については、本件対象文書にたまたま記載された付随事象、例えば新聞記者の取材があったことなどは、体罰報告書に本来含まれない事実であるが、開示請求の目的を達成するため、不開示とすべき最小限の個人名と企業名を伏せて開示した。

イ 条例第7条第6号（行政運営情報）

本件対象文書に記載されている教員名、校長名について、義務教育課保管の文書は人事管理上（処分内申）の書類として提出されたものであり、公にすることにより、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると判断し、不開示とした。

また、本県においては、体罰根絶のため、まずは県が体罰事案を把握することが重要であることから、体罰と思われる軽微な事案についても報告の対象とし、各学校及び市町教育委員会からの協力を得て把握しているところである。

このような中、教員名を開示した場合、今後、各学校及び市町教育委員会が軽微な事案等を報告することを躊躇し、県の体罰事案の把握が困難になるおそれがあるため、本号に該当するとして不開示とした。

ウ 条例第7条第7号（法令秘情報）

本件対象文書に記載されている教育長名については、当該文書が人事管理上（処分内申）の書類として所管する教育長から提出されたものであるため、長崎県個人情報保護条例第8条の「実施機関は、取り扱い目的以外の目的で、保有個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外の者に提供してはならない」を厳格に適用したものである。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

- (1) 人事院の情報公開法に基づく処分に係る審査基準によると、情報公開法が「何人」にも開示請求権を認めていることからすると、「他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができるもの」の「他の情報」には、一般に容易に入手し得る情報だけでなく、当該個人の同僚や親戚等のみ知り得る情報も含まれるとされており、そのような司法判断がなされた事例もある。
- (2) 本県は離島を数多く有しており、島内に学校が1校しかない、児童生徒数が1名や2名のみのあるなどの本県特有の地域事情に鑑みると、学校名、

校長名、教職員名が公表され、事故報告書の記載内容を持って照合すれば、被害者の特定に繋がる蓋然性は非常に高いと考えざるを得ず、特定された個人情報はあるという間に拡散され、被害者等の権利利益を侵害することが想定される。

- (3) 被害児童生徒及びその家族にとってみれば、体罰報告書には、被害児童生徒の言動や教職員が体罰を行うに至った如実な記載や保護者の体罰に対する反応等が時系列的に記載されており、これらは通常他人に知られることを望んでいないものと推認され、公表した場合、当該個人の権利利益が侵害されることは明らかである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同号ただし書は、

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

なお、条例の解釈及び運用基準において、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかる部分」（本号ただし書ウ）は、公務員等の氏名を除き開示することとされ、公務員等の氏名については、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本号ただし書ア）の規定により開示又は不開示の判断を行うこととされるとされている。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第7条第3号について

本号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次に掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

(ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

(3) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

(4) 条例第7条第7号について

本号は、法令の規定や実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示等により、公にすることができないとされる情報が記録されている公文書は、不開示とすることを定めている。

本号に規定する「法令等」とは、法律、政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令並びに条例及び条例の委任を受けた規則等をいうとされている。

3 不開示情報の該当性について

(1) 本件対象文書における条例第7条第1号の該当性に係る判断基準について

一般に、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と関連付けることができ、そのことによって、間接的に特定の個人を識別することができる場合を含む趣旨ではあるが、条例の趣旨等に鑑みると、いわゆるモザイクアプローチを採用するとしても、条例が前提とするのは一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによる方法であり、同方法によって特定の個人を識別することが相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、単に特定の個人を識別することができる可能性がある場合を除くものであるとされる、いわゆる一般人基準を採るべきと解される。

本件対象文書に含まれる体罰が行われた事実は、一義的には個人のプライバシーに属する事項であると認められるものの、学校内部で行われた体罰について、当該学校関係者等の特定の範囲の者が被害児童生徒を特定できるとの理由により、これらの者が特定できないように不開示範囲を広げるとする、いわゆ

る特定人基準を採ることは条例の趣旨から大きく逸脱することとなる。

しかしながら、開示請求権が何人にも認められている条例の趣旨等に鑑みると、体罰の経緯、内容等を総合的に勘案し、被害児童生徒のプライバシーであって、通常他人に知られたくないと認められる情報が特定の範囲の者に開示されることによって、被害児童生徒が社会通念上受忍しがたい精神的苦痛を受けおそれがあるなどの特段の事情がある場合は、条例第7条第1号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして、例外的に特定人基準が認められるべきであると解することが相当である。

当審査会において、本件対象文書を確認したところ、本件対象文書に含まれる体罰の内容に関しては、そのような事情は認められず、本件開示請求に係る条例第7条第1号の該当性については、一般人基準によって判断すべきである。

(2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 学校名について

当該情報を開示しても、通常一般人が本件対象文書の記載をもって、他の情報と照合することにより、被害児童生徒を識別することができるとは認められない。

実施機関は当該情報を開示した場合に、当該学校に属する個々人の権利利益が侵害されるおそれがあると主張するが、学校において体罰があったという事実が開示されることをもって、直ちに当該学校に所属する児童生徒の社会的評価が低下するなどの不利益を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。

また、実施機関は児童生徒数が1名や2名のみのある学校があるなどの本県特有の地域事情から、当該情報を開示した場合に被害児童生徒を特定されるおそれがあると主張するが、児童生徒数が極端に少ないなどの特段の事情を有する学校の報告書についてのみ本号後段に該当するとして、個別に不開示範囲を広げれば足りるのであり、そのような学校を基準として、一律に不開示範囲を広げることは、条例の趣旨等を逸脱し妥当ではない。

当審査会において、本件対象文書を確認したところ、そのような事情が認められる学校の報告書は含まれておらず、当該情報を本号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

イ 発生場所、教室名、被害生徒が受診した病院名、特別支援学級のクラス名、学校公印、文書番号、学校職員の職名、修学旅行の内容、期末考査の時期、学校評議員の役職等について

当該情報は学校名に付随して不開示とされた情報であると認められるが、前記アにより学校名は本号に該当するとは認められないことから、実施機関が当該情報を不開示とする理由はない。

ウ 教育長名、校長名、校長の私印の印影、加害教員以外の文責者名、教育委員会等の職員の氏名、加害教員以外の学校の職員の氏名について

当該情報を開示しても、前記アと同様、通常一般人が被害児童生徒を識別することができるとは認められない。

また、当該情報は個人の氏名であり、個人情報であると認められるが、当該情報は通常、職員録や新聞等により慣行として公にされている情報であり、本号ただし書アに該当すると認められる。

したがって、実施機関がこれを不開示とした判断は妥当ではない。

エ 加害教員の氏名及び私印の印影について

当該情報は加害教員の個人情報であると認められるが、本号ただし書に該当し、例外的に開示すべきか否かを検討する。

条例の解釈及び運用基準によると、本号ただし書ウにおいては「公務員等の職務の遂行に係る情報は、通常公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成され」、「このうち、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人情報として不開示としないもの」であり、「公務員等の氏名については、（中略）本号ただし書アの規定により開示又は不開示の判断を行うこととなる」と解される。

したがって、公務員等の氏名については本号ただし書アにより開示又は不開示の判断を行うことが相当である。

本県においては、体罰に係る加害教員の氏名が慣行として公にされているとの事情は認められず、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

なお、仮に審査請求人の主張するように、公務員等の氏名が本号ただし書ウの職務遂行の内容に含まれると解するならば、個人情報であっても本号ただし書ア乃至ウに掲げる情報は開示すべきであるとした条例の規定上、公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある情報も、それが公文書に記載されており、かつ職務遂行の内容に係るものであれば、公務員等の氏名も含め、全て開示しなければならないこととなってしまう。

条例第3条の趣旨に鑑みるに、本号がこのように公務員等の個人の権利利益を害するおそれを考量することなく、氏名の開示を予定しているとまでは解することができない。

オ 加害教員の職名、校務分掌、担当学年、担当クラス、担当授業及び担当授業にかかる单元名・道具名等の情報、資格指導の内容、担当部活動、言動、勤務の態様、体罰の発生時期、体罰の内容、申告の内容等、教頭の返答等について

当該情報は加害教員等の個人情報であると認められるものの、公務員等の

職務遂行情報であり、本号ただし書ウに該当すると認められる。

なお、条例においては、個人情報に該当する場合であっても、本号ただし書ア乃至ウに掲げる情報は開示することと定められており、当該情報を開示した場合、他の情報と照合することによって加害教員が識別できるとしても、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるよう規定された条例の趣旨等に鑑みると、当該教員が特定されるおそれは、受忍すべき限度内に留まるといふべきである。

したがって、実施機関がこれを不開示とした判断は妥当ではない。

カ 加害教員のイニシャル、年齢、勤務年数等、過去に勤務していた学校名、出身校、学生のときの所属部活動等について

当該情報を開示しても、通常一般人が直ちに加害教員を識別することができるとは認められない。

したがって、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。

キ 加害教員の生年月日、住所について

当該情報は加害教員の個人情報であると認められるため、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

ク 加害教員の性格、評価等について

当該情報は加害教員に関して、校長等が主観的に記載した情報であって、これを開示した場合、加害教員自身でさえ知り得ない性格、評価等の情報が第三者に知られ、校長等が当該体罰事案の要因の一つと判断した加害教員の性格、評価等の一面に過ぎない情報があたかも加害教員の性格、評価等の全てであるかのような誤解を招くなど、加害教員の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

ケ 被害児童生徒の氏名、生年月日、住所、保護者名、家族構成、家族の状況等、出席番号、容姿に関する記述、成績、性格、電話番号、身長、体重、指導歴、発生の経緯や校長所見等に含まれる生徒の状況等の一部について

当該情報は被害児童生徒の個人情報と認められるため、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

コ 被害児童生徒等の学年及び学年が類推される情報、クラス、学科、年齢、所属部活動及び所属部活動に関する情報、出身校、叔父の勤務先の新聞社名、罹患した病気の名称、課題の未提出の期間、メールを送信した人物に係る情報について

当該情報を開示しても、通常一般人が被害児童生徒等を識別できるとは認

められない。

また、本件対象文書に含まれる体罰事案から少なくとも5年が経過しており、時の経過を考慮すると、学校関係者等の特定の範囲の者であっても被害児童生徒を識別することは困難である。

したがって、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。

サ 被害児童生徒の言動の一部、調査書やアンケートに記載した内容の一部、学校や家庭での様子・状況等の一部、保護者の言動・意向等の一部について

当該情報は、被害児童生徒やその保護者の怒り等の感情的な発言や個人の人格に対する発言等の心情の吐露が含まれるプライバシーに係る情報であって、これを開示した場合、当該被害児童生徒やその保護者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

シ 校長の自署、育友会役員の氏名、学校評議員の氏名、被害児童生徒以外の児童生徒の氏名、被害児童生徒以外の保護者の氏名、病院の診断書に含まれる医師の自署について

当該情報は帰属する主体各々の個人情報であると認められることから、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

ス 被害を訴えた生徒の人数、治療費の対応、タイトルの一部、本文の一部、整理番号、参考事項の一部、学校の対応、取材があった新聞社の名称、県教委に提出した資料の名称、県教委に通報があった日時について

当該情報は帰属する主体が個人であるとは認められず、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。

セ その他前記ア乃至スに掲げる以外の情報について

当該情報を開示しても、特定の個人を識別できるとは認められないため、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。

ソ 実施機関のその他の主張について

実施機関は教育的配慮等の観点から種々主張するが、いずれも本号に該当するに足る主張であると認めることはできない。

(3) 条例第7条第3号の該当性について

ア 新聞社名について

当該情報を開示しても、当該新聞社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

実施機関は、当該情報は本来事故報告書に含まれない事実であると主張するが、このことをもって不開示とすることは条例の根拠を欠くといわざるを

得ない。

したがって、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。

イ 診断書に含まれる病院の印鑑の印影について

当該情報は、条例第7条第1号に該当するとして、不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、本号によって判断されるべきである。

当該情報を開示した場合、当該病院の印影が複製・偽造されるなどのおそれがあると認められるため、本号に該当し、不開示とすることが相当である。

(4) 条例第7条第6号の該当性について

実施機関は本件対象文書のうち義務教育課保管の文書については、人事管理上の書類として提出されたものであり、「校長名」「教員名」を公にすることにより、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、当該事務の支障の程度、おそれについて具体的に示されておらず、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

したがって、実施機関が校長名、教員名を本号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。

また、実施機関は、体罰根絶のため、まずは県が体罰事案を把握することが重要であることから、体罰と思われる軽微な事案についても報告の対象とし、各学校及び市町教育委員会からの協力を得て把握しているところ、教員名を開示した場合、今後、各学校及び市町教育委員会が軽微な事案等を報告することを躊躇し、県の体罰事案の把握が困難になるおそれがあると主張する。

実施機関の主張するように、各学校及び市町教育委員会が軽微な事案等を報告することを躊躇し、多少消極的になるなどのおそれはあったとしても、これをもって直ちに実施機関の体罰の把握が困難になるおそれがあるとは認められない。

したがって、実施機関が教員名を本号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。

(5) 条例第7条第7号の該当性について

実施機関は、本件対象文書に含まれる教育長名について、長崎県個人情報保護条例第8条の「実施機関は、取扱い目的以外の目的で、保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない」を厳格に適用し、不開示と判断したものであると主張するが、長崎県個人情報保護条例第8条第2項第2号において、「法令等の規定又は国の機関からの指示等に基づくとき」は例外的に実施機関の保有する個人情報を目的外に提供することができることが定められているところ、条例はこれに規定する「法令等」に当たることから、長崎県個人情報保護条例第8条の制限を受けないと

解すべきである。

したがって、実施機関がこれを本号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

1 不開示部分の黒塗り漏れについて

当審査会において本件対象文書を確認したところ、実施機関が不開示とすべきものの中に、黒塗り漏れが複数見受けられた。

条例における公文書の開示にあたっては、原則開示の理念の下、運用されるべきであるが、公共の利益等も適切に保護すべき必要があることから、条例第7条各号に不開示情報が定められている。

これらの情報が開示されることは、公共の利益等が害されるだけでなく、行政の信頼を損なうなどの重大な事案に発展しかねない問題であることは言うまでもない。

実施機関においては、このことを十分に理解のうえ、今後、公文書の開示に当たっては不用意に不開示情報を開示することがないように、適切な措置を講じるべきである。

2 開示不開示に係る判断の不整合等について

当審査会において、本件対象文書を確認したところ、開示不開示に係る判断の不整合であって、当該不整合に特段の理由が見受けられない部分が複数見受けられた。

これらの不整合は、当審査会において本来開示が相当であると考えられる部分をやむを得ず不開示妥当とせざるを得ないなど当審査会の判断に大きく影響を及ぼした。

また、実施機関が条例第7条第1号該当として不開示と判断した部分の中にタイトルの一部や整理番号などの個人情報とは言いがたい記載も見受けられた。

条例における公文書の開示に当たっては、原則開示の理念の下、適切に運用されなければならないが、条例第7条各号に規定する不開示情報の適用に当たっては慎重かつ適切に判断されなければならない。

実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成30年4月2日	・実施機関から諮問書を受理
平成30年7月10日	・審査会（概要説明及び審査）
平成30年7月31日	・審査会（実施機関からの聴取）
平成30年9月6日	・審査会（審査）
平成30年10月5日	・審査会（審査）
平成30年10月16日	・審査会（審査）
平成30年11月2日	・審査会（審査）
平成30年11月15日	・審査会（審査）
平成30年11月22日	・審査会（審査）
平成31年1月25日	・審査会（審査）
平成31年2月19日	・審査会（審査）
平成31年3月19日	・審査会（審査）
令和元年5月16日	・審査会（審査）
令和元年7月5日	・審査会（審査）
令和元年7月31日	・審査会（審査）
令和元年9月9日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
植 木 博 路	弁護士	会長
池 本 仁 史	長崎文化放送株式会社取締役	
菅 宜 紀	長崎県立大学地域創造学部教授	
朝 長 真 生子	司法書士	
藤 野 美 保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者

別表

	公文書の作成日及び名称	ページ	不開示部分
文書 1	平成 24 年 11 月 9 日 職員の体罰事案てん末書	1	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、家族情報 保護者の氏名、住所 診断書のうち生徒の氏名、生年月日、住所、医師の自署、病院の印鑑の印影
文書 2	平成 24 年 10 月 22 日 体罰事案供述書	7	加害教員の氏名、私印の印影 生徒の氏名、家族情報
文書 3	平成 24 年 11 月 7 日 体罰事案供述書	9	校長の自署 加害教員の氏名
文書 4	平成 24 年 10 月 15 日 職員の事故てん末書 (報告)	10	加害教員の氏名、生年月日 児童の氏名、住所、生年月日 保護者の氏名
文書 5	平成 24 年 10 月 15 日 職員の事故てん末書 (報告)	13	加害教員の氏名、生年月日 児童の氏名、住所、生年月日
文書 6	平成 24 年 10 月 15 日 体罰事案供述書	16	加害教員の氏名、私印の印影 児童の氏名
文書 7	平成 24 年 10 月 15 日 体罰事案供述書	17	加害教員の氏名、私印の印影 児童の氏名、部活動におけるポジション (※ 当該文書に含まれる部活動におけるポジションを開示した場合、特定の個人を識別することができるため)

文書 8	平成 24 年 10 月 15 日 職員の体罰事案に関わ る供述書	18	校長の自署 加害教員の氏名 児童の氏名
文書 9	平成 24 年 10 月 15 日 職員の体罰事案に関わ る供述書	19	校長の自署 加害教員の氏名 児童の氏名
文書 10	平成 24 年 11 月 9 日 職員の体罰事案てん末 書	20	加害教員の氏名 児童の氏名、住所 育友会役員の氏名 保護者の氏名 児童の身長、体重
文書 11	平成 24 年 11 月 9 日 体罰事案供述書	29	加害教員の氏名、私印の印影 児童の氏名
文書 12	平成 24 年 11 月 9 日 職員の体罰事案にかか る供述書	38	校長の自署 加害教員の氏名 児童の氏名
文書 13	平成 25 年 3 月 15 日 職員の体罰について (報告)	39	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号
文書 14	平成 25 年 3 月 21 日 職員の体罰について (報告)	42	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号
文書 15	平成 25 年 3 月 15 日 職員の体罰について	47	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号

	(報告)		
文書 16	平成 25 年 2 月 22 日 職員の体罰について (報告)	50	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号、住所、家族 「5 発生の経緯」の生徒の発言「6 行 目 33 文字目から 7 行目 11 文字目まで」 「7 校長所見」の生徒の状況「2 行目 19 文字目から 32 文字目まで」
文書 17	平成 25 年 3 月 18 日 職員の体罰について (報告)	52	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号、部活動における ポジション (※ 当該文書に含まれる部 活動におけるポジションを開示した場 合、特定の個人を識別することができる ため) 「7 校長所見」の生徒の家族の状況「4 行目 1 文字目から 21 文字目まで」
文書 18	平成 25 年 3 月 7 日 職員の体罰について (報告)	54	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号、家族構成 「5 発生の経緯・及び学校の対応」の 被害生徒の状況「18 行目 9 文字目から 20 行目 14 文字目まで」 「6 校長所見」の生徒の状況「3 行目 1 文字目から 6 文字目まで」
文書 19	平成 25 年 3 月 18 日 職員の体罰について (報告)	57	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号、容姿の情報
文書 20	平成 25 年 3 月 29 日 職員の体罰について (報告)	59	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号

文書 21	平成 25 年 4 月 19 日 職員の体罰について (報告)	60	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号 「5 発生の経緯①」の加害教員の評価 「22 文字目から 27 文字目まで」
文書 22	平成 25 年 3 月 15 日 職員の体罰について (報告)	63	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名
文書 23	平成 25 年 2 月 25 日 体罰事案 (2 件) につ いて (報告)	68	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 24	平成 25 年 3 月 15 日 体罰事案について (報 告)	70	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 25	平成 25 年 3 月 14 日 職員の体罰について (報告)	71	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号
文書 26	日付なし 体罰事案報告書	73	加害教員の氏名 生徒の氏名、出席番号 74 ページ「7 校長所見」の加害教員の 性格「3 行目 17 文字目から 28 文字目及 び同行 31 文字目から 4 行目 16 文字目ま で」 75 ページ「7 校長所見」の加害教員の 評価「4 行目 27 文字目から 5 行目 17 文 字目まで及び 6 行目 16 文字目から 7 行 目 23 文字目まで」 76 ページ「5 発生の経緯」の生徒の状

			況「2行目8文字目から11文字目まで」
文書 27	平成 25 年 3 月 15 日 職員の体罰について (報告)	81	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号 85 ページ「5 発生の経緯」の生徒の性格・様子「4行目16文字目から5行目12文字目まで」及び「7 校長所見」の「4行目3文字目から9文字目まで」
文書 28	平成 25 年 4 月 22 日 職員の体罰について (報告)	89	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号 学校評議員の氏名
文書 29	平成 25 年 4 月 22 日 職員の体罰について (報告)	92	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号 92 ページ「5 発生の経緯(2)」の生徒の成績「2行目28文字目から3行目12文字目まで」 学校評議員の氏名
文書 30	日付なし ●●●●●部顧問の不適切な指導について	94	加害教員の氏名 生徒の氏名、住所、電話番号、家族 部活動名(※当該文書に含まれる部活動名を開示した場合、特定の個人を識別することができるため) 保護者の言動「2 経緯(3)」の①から④までの記述及び「10行目7文字目から30文字目まで」、「16行目10文字目から36文字目まで」、「2 経緯(4) その他祖父の動きについて」の記述
文書 31	平成 25 年 5 月 8 日	96	加害教員の氏名、生年月日、出席番号

	職員の体罰について (報告)		スポーツ専門員の氏名 生徒の氏名 「2 発生の経緯 (1) ②」の生徒の言動として鍵括弧内に記載された部分 「2 発生の経緯 (2) ②」の生徒の状況「6 行目 21 文字目から 27 文字目まで」 (当該文書中同一の記載を含む。) 「2 発生の経緯 (5) ①」の生徒の言動「13 行目 9 文字目から 13 文字目まで」
文書 32	平成 25 年 5 月 21 日 職員による生徒への体罰事案について	100	加害教員の氏名、住所 生徒の氏名、住所、家族、部活動における競技名 (※ 当該文書に含まれる部活動における競技名を開示した場合、特定の個人を識別することができるため)
文書 33	平成 25 年 3 月 19 日 体罰に関する報告について	105	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 34	平成 25 年 3 月 19 日 体罰に関する報告について	106	加害教員の氏名 生徒の氏名、部活動名 (※ 当該文書に含まれる部活動名を開示した場合、特定の個人を識別することができるため)
文書 35	平成 25 年 3 月 15 日 職員の体罰報告	107	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名 「5 経緯」の生徒の言動として鍵括弧内に記載されている部分
文書 36	平成 25 年 2 月 22 日 体罰事案について	108	加害教員の氏名 生徒の氏名

文書 37	平成 25 年 2 月 22 日 生徒への不適切指導にか かる事案報告	109	加害教員の氏名 生徒の氏名、母親の職業に係る情報
文書 38	平成 25 年 2 月 25 日 実習助手の体罰について (報告)	110	加害教員の氏名、性格 生徒の氏名、家庭環境、成績、性格、指 導歴
文書 39	平成 25 年 1 月 25 日 実習助手の体罰について (報告)	111	加害教員の氏名、性格 生徒の氏名、家庭環境、成績、性格、指 導歴 保護者の続柄
文書 40	平成 25 年 2 月 25 日 実習助手の体罰について (報告)	113	加害教員の氏名、性格 生徒の氏名、家庭環境、成績、性格、指 導歴
文書 41	平成 25 年 2 月 25 日 教職員の体罰に関する 報告	114	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 42	平成 25 年 2 月 25 日 教職員の体罰に関する 報告	115	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 43	平成 25 年 3 月 14 日 教職員の体罰に関する 報告	116	加害教員の氏名 生徒の氏名 「7 所見」の生徒の性格「2 行目 44 文 字目から 3 行目 20 文字目まで」
文書 44	平成 25 年 4 月 25 日 職員の体罰について (報告)	117	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、部活動におけるポジション (※ 当該文書に含まれる部活動におけ るポジションを開示した場合、特定の個

			人を識別することができるため)
文書 45	平成 25 年 3 月 14 日 体罰に係る実態把握について (●●●)	118	加害教員の氏名 生徒の氏名 「【事案 2】⑤状況等」の生徒の言動「3 行目 11 文字目から 32 文字目まで」、「4 行目 16 文字目から 30 文字目まで」及び「5 行目 23 文字目から 37 文字目まで」
文書 46	平成 25 年 1 月 30 日 報告書	120	加害教員の氏名 生徒の氏名、生年月日、住所、電話番号、家族構成、部活動のうち本人の事情を記した括弧内に記載されている部分 「3. 事案の概要」の生徒の言動として鍵括弧内に記載されている部分 「4. ●●教諭と本人との関わり」の生徒の状況「2 行目 13 文字目から 20 文字目まで」、「3 行目 17 文字目から 19 文字目まで」及び「4 行目 11 文字目から 12 文字目まで」
文書 47	平成 25 年 2 月 6 日 報告書Ⅱ	121	加害教員の氏名 生徒の氏名、生年月日、住所、電話番号、家族構成、部活動のうち本人の事情を記した括弧内に記載されている部分 生徒の言動として鍵括弧内に記載された部分
文書 48	日付なし 「体罰に係る実態把握」調査の説明を要する事案について	123	加害教員の氏名
文書 49	平成 25 年 2 月 22 日	124	加害教員の氏名

	体罰事案報告書		生徒の氏名
文書 50	平成 25 年 3 月 14 日 体罰事案報告書	125	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 51	平成 25 年 4 月 17 日 職員の体罰について (報告)	126	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名、出席番号 生徒の父親の状況
文書 52	平成 25 年 3 月 15 日 職員の体罰報告	129	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名
文書 53	平成 25 年 3 月 15 日 職員の体罰報告	130	加害教員の氏名、生年月日 生徒の氏名
文書 54	平成 25 年 2 月 25 日 体罰に関する詳細報告	131	加害教員の氏名
文書 55	平成 25 年 4 月 11 日 職員の体罰事案について (報告)	132	加害教員の氏名 生徒の氏名 「2 事案の概要 (1) 事案 1④」の部活動名 (※ 当該文書に含まれる部活動名を開示した場合、特定の個人を識別することができるため) 「2 事案の概要 (4) 事案 4④」保護者の状況「2 行目 33 文字目から 3 行目 10 文字目まで」
文書 56	平成 25 年 4 月 17 日 職員の体罰事案について (報告)	134	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 57	平成 25 年 4 月 17 日 職員の体罰事案につい	136	加害教員の氏名

	て（報告）		生徒の氏名
文書 58	平成 25 年 4 月 17 日 職員の体罰事案について（報告）	138	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 59	日付なし 平成 24 年度●●●●●職員の体罰事例	140	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 60	平成 24 年 3 月 13 日 副申書	141	加害教員の氏名 生徒の氏名、出席番号、家族構成
文書 61	日付なし 生徒への体罰事案	142	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 62	平成 25 年 3 月 15 日 体罰と疑われる行為について（報告）	143	加害教員の氏名
文書 63	平成 24 年 10 月 23 日 報告書	144	加害教員の氏名 生徒の氏名、住所、家族 「6 親の電話での発言内容」の保護者の言動①から④の記載全て 「7 その後④」の保護者の状況及び言動「1 行目 27 文字目から 28 文字目まで」 「7 その後⑤」の保護者の言動「27 行目以降、保護者の言動として鍵括弧内に含まれる記載全て」
文書 64	平成 25 年 3 月 6 日 報告書	147	加害教員の氏名 生徒の氏名、家族 保護者の勤務先

			<p>「7 1月28日の面談状況②」の保護者の意見と要望「ア及びイの記載」</p> <p>「8 1月29日の対応⑤」の保護者の言動「ウ及びエの記載」</p> <p>「9 2月6日の対応①」の保護者の情報「1行目26文字目から27文字目まで」</p>
文書 65	平成 24 年 10 月 24 日 教職員事故報告	150	<p>加害教員の氏名</p> <p>生徒の氏名、住所、成績</p> <p>保護者の氏名、職業</p>
文書 66	平成 25 年 2 月 25 日 教職員事故報告	151	<p>加害教員の氏名</p> <p>生徒の氏名</p>
文書 67	平成 25 年 2 月 25 日 教職員事故報告	152	<p>加害教員の氏名</p> <p>生徒の氏名</p>
文書 68	平成 25 年 3 月 14 日 教職員事故報告	153	<p>加害教員の氏名</p> <p>生徒の氏名</p>
文書 69	平成 25 年 3 月 14 日 教職員事故報告	154	<p>加害教員の氏名</p> <p>生徒の氏名</p>
文書 70	平成 25 年 3 月 13 日 教職員事故報告	155	<p>加害教員の氏名</p> <p>生徒の氏名</p> <p>部活動に係る名称、大会名、会場名、ポジション（※ 当該文書に含まれる部活動に関する記述を開示した場合、特定の個人を識別することができるため）</p>
文書 71	平成 25 年 3 月 14 日 教職員事故報告	156	<p>加害教員の氏名</p>

文書 72	平成 25 年 3 月 14 日 教職員事故報告	157	加害教員の氏名 生徒の氏名
文書 73	平成 25 年 3 月 14 日 教職員事故報告	158	加害教員の氏名
文書 74	平成 24 年 6 月 21 日 教職員事故報告書	159	加害教員の氏名 生徒の氏名、住所
文書 75	日付なし 体罰実態調査結果 (● ●●●●●●●●●● ●)	160	加害教員の氏名 生徒の氏名 「表 6 番目の具体的内容」の生徒の言動 として鍵括弧内に記載された部分

※ 文書の番号及びページ数は実施機関から提出があったものに、当審査会が上から順番に数字を付したものである。

※ 表中、行数及び文字数は項目から 1 行目とし、左側から 1 文字目として数えたものである。

※ 表中、ページは各文書の開始ページを示すものである。